

後期高齡者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計

1 事業概要

平成 20 年 4 月 1 日に創設された後期高齢者医療制度は、当初から廃止を前提として見直しの検討がされていきました。しかし、創設から 6 年が経過した現在、国民に十分定着している医療制度として、平成 25 年 12 月に施行・公布された『持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律』に、必要な改革を行いながら持続可能な医療制度として維持していく方向性が盛り込まれ、創設時当初と国の考え方が変わってきました。

都道府県を単位として運営を行う後期高齢者医療制度は、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として事業の運営を行い、長野県内全市町村で構成されています。

事業の運営については、広域連合と市町村で役割分担が明確化されており、保険料については、広域連合が賦課をし市町村が徴収をすることとなっています。

市町村は特別会計を設け、徴収した保険料や決められた事務的経費などを広域連合へ納付していきます。

2 加入状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	安曇野市人口	被 保 険 者 数		全人口に占める 加入割合
		総 数	うち障害認定	
平成 25 年度	98,959 人	13,970 人	227 人	14.1 %
平成 24 年度	99,262 人	13,817 人	266 人	13.9 %
平成 23 年度	99,348 人	13,511 人	317 人	13.6 %

3 一人当たりの年間医療費の状況

平成 25 年度	804,261 円
平成 24 年度	806,943 円
平成 23 年度	806,511 円

4 歳入状況

(1) 歳入内訳

(単位:円)

区 分	特別徴収保険料 (現年分)	普通徴収保険料 (現年分)	普通徴収保険料 (滞納繰越分)	督促手数料	小計() + + +
平成 25 年度	492,176,600	201,457,873	3,285,845	135,348	697,055,666
平成 24 年度	472,704,700	200,280,700	1,931,310	152,900	675,069,610
平成 23 年度	442,894,500	175,157,450	2,738,429	121,000	620,911,379

区 分	事務費 繰入金	保険基盤安定 繰入金	繰 越 金	保険料 還付金	延滞金	合 計 (+ + + + +)
平成 25 年度	24,243,323	181,552,820	16,899,738	338,000	209,700	920,299,247
平成 24 年度	33,345,156	180,384,908	12,083,588	332,900	38,800	901,254,962
平成 23 年度	27,761,875	168,725,663	14,056,800	187,700	138,500	831,781,917

(2) 一般会計繰入金内訳

(単位:円)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
保険基盤安定繰入金	181,552,820	180,384,908	168,725,663
広域連合事務費分	24,087,323	33,018,156	27,327,875
特別会計事務費分	156,000	327,000	434,000
合 計	205,796,143	213,730,064	196,487,538

(3) 保険料収納状況

ア保険料率 均等割：38,239円(22・23年度 36,225円)

所得割率：7.29%(22・23年度 6.89%)

イ保険料収納率等の推移

特別徴収：現年度分

(単位:円・%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額 (- -)	収納率 /	未済額の 年度比較	備 考
25	492,130,400	492,176,600	0	46,200	100.01		還付未済
24	472,581,600	472,704,700	0	123,100	100.03		還付未済
23	442,858,400	442,894,500	0	36,100	100.00		還付未済

未済額の年度比較 = 当該年度 前年度

普通徴収：現年度分

(単位:円・%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額 (- -)	収納率 /	未済額の 年度比較	備 考
25	203,347,400	201,457,873	0	1,889,527	99.07	746,373	
24	202,916,600	200,280,700	0	2,635,900	98.70	103,750	
23	177,897,100	175,157,450	0	2,739,650	98.46	423,450	

未済額の年度比較 = 当該年度 - 前年度

現年度分計 (特別徴収 + 普通徴収)

(単位:円・%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額 (- -)	収納率 /	未済額の 年度比較	備 考
25	695,477,800	693,634,473	0	1,843,327	99.73	669,473	
24	675,498,200	672,985,400	0	2,512,800	99.63	190,750	
23	620,755,500	618,051,950	0	2,703,550	99.56	326,050	

未済額の年度比較 = 当該年度 - 前年度

滞納繰越分

(単位：円・%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額 (- -)	収納率 /	未済額の 年度比較	備考
25	6,502,131	3,285,845	591,831	2,624,455	50.53	1,241,776	
24	5,816,541	1,931,310	19,000	3,866,231	33.20	805,940	
23	5,853,820	2,738,429	55,100	3,060,291	46.78	390,171	

未済額の年度比較 = 当該年度 - 前年度

現年度分計 + 滞納繰越分

(単位：円・%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額 (- -)	収納率 /	未済額の 年度比較	備考
25	701,979,931	696,920,318	591,831	4,467,782	99.28	1,911,249	
24	681,314,741	674,916,710	19,000	6,379,031	99.06	615,190	
23	626,609,320	620,790,379	55,100	5,763,841	99.07	64,121	

未済額の年度比較 = 当該年度 - 前年度

(4) 保険料の軽減状況 (平成 26 年 3 月 31 日：被保険者数 13,970 人)

均等割 軽減区分	一般(人)	被扶養者 (人)	小計(人) (+)	割合(%) /
9 割 軽 減	2,042	492	2,534	18.14
7 割(8.5 割)軽減	2,647	426	3,073	22.00
5 割 軽 減	536	1,098	1,634	11.70
2 割 軽 減	1,396	0	1,396	9.99
合 計	6,621	2,016	8,637	61.83

被扶養者は軽減割合に関わらず、経過措置で全員が 9 割軽減となります。

(被扶養者とは、後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保・国保組合以外)の被扶養者となっていた者。(所得割は賦課されず均等割額が 9 割軽減となる))

(5) 滞納処分状況

悪質な滞納者に対しては、税の公平性の観点から厳しい処分を行っています。

a 被保険者証の制限 平成 26 年 3 月 31 日現在

	短期被保険者証				資格者証明書
	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	合計	
世帯数	0	0	25	25	0
被保険者数(人)	0	0	25	25	0

26 年 1 月末：短期者証発行数 (H26 年 7 月末まで有効)

b 差押 市民課と支所市民福祉課が所管していた後期高齢者医療保険料の滞納整理を平成 23 年度から収納課の所管とし、効果的・効率的な収納体制が取られています。

c 分納誓約について 同上

d 平成 25 年度不納欠損状況

平成 26 年 3 月 31 日現在

不 納 欠 損 事 由		人 数 (人)	総 期 数 (件)	金 額(円)
時 効	執行停止を伴わないもの	2	12	142,831
即 時 欠 損	法第 15 条の 7 第 5 項	0	0	0
執行停止後 3 年経過 法第 15 条の 7 第 4 項	無財産(同条第 1 項 1 号)	3	30	449,000
	生活困窮(同条第 1 項 2 号)	0	0	0
	所在不明(同条第 1 項 3 号)	0	0	0
時 効 (執行停止済)	法第 18 条第 1 項	0	0	0
合 計		5	42	591,831

平成 26 年度		平成 25 年度	
部	保健医療部	部	市民環境部
課	国保年金課	課	市民課
係等	国保年金担当	係等	国保年金担当

決算書 ページ	302
------------	-----

予算	款	1	総務費	総合計画	基本方針	穏やかに暮らせるまちの形成
	項	1	総務管理費		主要施策	安心を支えるまち
	目	1	一般管理費		基本施策	社会保障制度の充実
	事業	2600010	一般管理費		具体的な施策	後期高齢者保健事業の充実

単位：円

予算現額	決算額(支出済額)	翌年度繰越額	不用額 - -	執行率 /	
55,000	54,292	0	708	98.71%	
特定財源の合計金額	左記の内訳	細節名	金額	細節名	金額
0					

主要な施策（事務事業）の成果の概要

事務費の確保により、後期高齢者事務事業が円滑に遂行できました。

< 後期高齢者医療制度 事務内容 >

後期高齢者医療制度は、長野県後期高齢者医療広域連合と市町村が、事業運営に係る事務分担を明確にして、運営されています。

< 具体的な事務事業 >

(1)被保険者証の交付事務

市町村事務 申請・各種届出の受付、広域連合への申請書等の送付、端末への情報入力
広域連合から送付された保険証等を被保険者へ交付などを行います。

広域連合事務 資格確認及び交付決定、被保険者証・交付通知書の打出しなどを行い、市町村へ送付しています。

(2)医療給付事務

市町村事務 所得状況、世帯状況の把握、負担区分判定、所得状況等の広域連合との連携処理（負担区分判定に必要な情報等の送付）などを行います。

広域連合事務 負担区分の判定、限度額適用、標準負担軽減額認定 医療費等の給付などを行います。

(3)保険料の賦課・徴収に係る事務

市町村事務 保険料の徴収、保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付等を行います。

広域連合事務 保険料の賦課（保険料率の決定、賦課額の算定、賦課決定 等）を行います。

上記の評価と課題等

毎月、年齢到達等により新たに有資格者となった被保険者への保険証送付時において、保険証が届かないといった連絡が後を絶たないため、事前に周知をするなどの事務改善の検討が必要と考えています。

事務の遂行については、適正に行われました。

平成 26 年度		平成 25 年度	
部	保健医療部	部	市民環境部
課	国保年金課	課	市民課
係等	国保年金担当	係等	国保年金担当

決算書 ページ	302
------------	-----

予算	款	1	総務費	総合計画	基本方針	穏やかに暮らせるまちの形成
	項	2	徴収費		主要施策	安心を支えるまち
	目	1	徴収費		基本施策	社会保障制度の充実
	事業	2600030	徴収費		具体的な施策	後期高齢者保健事業の充実

単位：円

予算現額	決算額(支出済額)	翌年度繰越額	不用額 - -	執行率 /
211,000	211,000	0	0	100%
特定財源の合計金額	左記の内訳	金額	金額	金額
0		金額	金額	金額

主要な施策（事務事業）の成果の概要

事務費の確保により、後期高齢者医療保険料徴収事務が円滑に遂行できました。

- ・保険料納入通知書送付用封筒の印刷
- ・後期高齢者医療担当者ハンドブックの購入（6冊）

<後期高齢者医療制度 事務内容>

後期高齢者医療制度は、長野県後期高齢者医療広域連合と市町村が、事業運営に係る事務分担を明確にして、運営されています。

<具体的な事務事業>

(1)被保険者証の交付事務

市町村事務 申請・各種届出の受付、広域連合への申請書等の送付、端末への情報入力
広域連合から送付された保険証等を被保険者へ交付などを行います。

広域連合事務 資格確認及び交付決定、被保険者証・交付通知書の打出しなどを行い、市町村へ送付しています。

(2)医療給付事務

市町村事務 所得状況、世帯状況の把握、負担区分判定、所得状況等の広域連合との連携
処理（負担区分判定に必要な情報等の送付）などを行います。

広域連合事務 負担区分の判定、限度額適用、標準負担軽減額認定 医療費等の給付などを行います。

(3)保険料の賦課・徴収に係る事務

市町村事務 保険料の徴収、保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付等を行います。

広域連合事務 保険料の賦課（保険料率の決定、賦課額の算定、賦課決定 等）を行います。

上記の評価と課題等

収納課との連携等により、適切かつ効率的な保険料徴収事務が行われ、保険料率の向上が図られました。特に、滞納繰越分の保険料率の改善が図られました。

後期高齢者医療制度も創設から6年が経過し、この医療制度も市民に定着してきています。今後の課題として、制度の説明に主眼を置いたパンフレット等の作成から徴収した保険料の使われ方や必要性、医療費の推移など後期高齢者医療制度の現状などを市民に示し、理解をしてもらうような取り組みが必要となってきています。

平成 26 年度		平成 25 年度	
部	保健医療部	部	市民環境部
課	国保年金課	課	市民課
係等	国保年金担当	係等	国保年金担当

決算書 ページ	302
------------	-----

予算	款	2	後期高齢者医療広域連合納付金	総合 計画	基本方針	穏やかに暮らせるまちの形成
	項	1	後期高齢者医療広域連合納付金		主要施策	安心を支えるまち
	目	1	後期高齢者医療広域連合納付金		基本施策	社会保障制度の充実
	事業	2600070	広域連合納付金		具体的な施策	後期高齢者保健事業の充実

単位：円

予算現額	決算額(支出済額)	翌年度繰越額	不用額 - -	執行率 /
903,685,000	903,684,700	0	300	100%
特定財源の合計金額	左記の内訳	金額	金額	金額
205,640,143		事務費繰入金	24,087,323	
		保険基盤安定繰入金	181,552,820	

主要な施策（事務事業）の成果の概要

後期高齢者医療保険の保険者である『長野県後期高齢者医療広域連合』へ、法令等で定められた納付金を納入することにより、健全な運営が保たれています。

< 納付金の支払い額 >

- ・ 保険料等納付金・・・698,044,557 円
 - ・ 保険基盤安定納付金：181,552,820 円
 - ・ 事務費負担金：24,087,323 円
- 支払額は広域連合通知による。

< 制度概要 >

保険料納付金

広域連合と市町村の役割分担が明確化されており、広域連合は保険料の賦課、市町村は保険料の徴収事務を担うこととされており、市町村は徴収した保険料等については、特別会計を設け、広域連合へ納付します。（高齢者の医療の確保に関する法律第 105 条）

保険基盤安定納付金

低所得者等の保険料軽減分について、市町村と県がそれぞれ公費で負担します。（県 3/4・市 1/4）

市町村は、広域連合の条例の定めるところにより、減額した保険料相当分を特別会計へ繰り入れ、広域連合へ納付します。（高齢者の医療の確保に関する法律第 99 条）

事務費負担金

事業運営に係る共通経費として、前年度 10 月 1 日現在の人口を基準に、市町村均等割 10%、人口割 45%、高齢者人口割 45% で算定した額を、広域連合へ納付します。

（広域連合規約第 17 条による）

上記の評価と課題等

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、決められた納付金を適正に納入することができました。

被保険者一人当たりに係る医療費は、H25 年度は多少減少したが、対象者は全体的に増加傾向にあり、それに伴い相対的な医療費は増えています。市町村においても、医療費の削減に向けた事業の取り組みが必要な状況となってきました。

平成 26 年度		平成 25 年度	
部	保健医療部	部	市民環境部
課	国保年金課	課	市民課
係等	国保年金担当	係等	国保年金担当

決算書 ページ	302
------------	-----

予算	款	3	諸支出金	総合計画	基本方針	穏やかに暮らせるまちの形成
	項	1	償還金及び還付加算金		主要施策	安心を支えるまち
	目	1	保険料還付金		基本施策	社会保障制度の充実
	事業	2600080	保険料還付金		具体的な施策	後期高齢者保健事業の充実

単位：円

予算現額	決算額(支出済額)	翌年度繰越額	不用額 - -	執行率 /
338,000	338,000	0	0	100%
特定財源の合計金額	左記の内訳	金額	金額	金額
0		金額	金額	金額
		金額	金額	金額
		金額	金額	金額

主要な施策（事務事業）の成果の概要

後期高齢者医療被保険者から納入された保険料について、資格喪失等により保険料に過誤納金が発生した場合に、還付が必要となった被保険者等に対して、迅速な対応ができました。

後期高齢者医療被保険者還付金の推移

(単位：円・人)

年度	還付した額(内)充当額	還付対象者	充当対象者
平成 25 年度	338,000 3,100	39	2
平成 24 年度	372,400 0	30	0
平成 23 年度	271,600 4,400	35	5

上記の評価と課題等

適切な予算措置により、還付対象者（相続人含む）に迅速に対応できました。

しかし、資格喪失のほとんどの原因が死亡であることから、法定相続人が不明なケースもあり、還付未済が毎年発生することが、課題となっています。